建築物の適合率について

■ 1. 福祉のまちづくり条例について

①目的

高齢者、障害者等が円滑に利用できる生活関連施設の整備促進等により全て の県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住み よい地域社会の実現に寄与すること。

②生活関連施設

- 学校、病院、劇場、百貨店、ホテル、飲食店、銀行その他不特定かつ多数の 者の利用に供する建築物
- 公共交通機関の施設
- 公園
- 道路
- · 路外駐車場

③整備基準の遵守

生活関連施設を設置しようとする者は出入口、廊下、階段、エレベーター、 便所等を円滑に利用できるようにするための基準(整備基準)を遵守しなけれ ばならない。遵守に関する罰則規定はない。

4 特定生活関連施設

生活関連施設のうち、特に高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにする ための整備促進が必要な施設には届出義務がある。

特定生活関連施設のうち建築物については、より具体的な用途区分と一定の 規模により定めている。

⑤届出の受付、審査

県建築安全センター、特定行政庁(さいたま市を除く11市。川越市、川口 市、所沢市、越谷市、春日部市、草加市、熊谷市、上尾市、新座市、狭山市、 久喜市)

⑥建築物に関する整備基準について

- 1. 利用円滑化経路について
- 9. 客室
- 2. 視覚障害者利用円滑化経路 10. 客席

3. 出入口

11. カウンター等

4. 廊下等

12. 案内板等

5. 傾斜路

13. 駐車場等

6. 階段

14. 敷地内の通路

7. 便所

15. 授乳場所等

8. 浴室等

16. 休憩設備

■2. バリアフリー法、条例との関係について

- 平成 18年

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)施行

- →それまでのハートビル法、交通バリアフリー法を統合
- 平成 2 0 年

埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例 (バリアフリー条例)施行

→県独自で対象建築物の追加、建築物移動等円滑化基準の追加

②内容

旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー基準への適合を求める。

バリアフリー基準への適合が求められる建築物(特別特定建築物)については、不特定かつ多数の者が使用する又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物について、一定規模以上のものを定めている。

バリアフリー基準への適合は義務化されており、建築基準法の建築確認の審 査規定になっている(適合しなければ建築確認がされない)。

③基準の重複

バリアフリー法、条例に基づく建築物移動等円滑化基準と福祉のまちづくり 条例に基づく整備基準では多くの項目が重複している。

■3. 建築物の整備状況について

①適合率の推移について報告

平成 19 年度 35.8% 平成 23 年度 28.2% 平成 20 年度 32.3% 平成 24 年度 29.0% 平成 21 年度 37.8% 平成 25 年度 26.0% 平成 22 年度 31.5% 平成 26 年度 24.9%

②適合状況の調査

実施期間:平成26年1月1日~3月31日

件数:合計 205 件

③調査の結果

適合率が2~3割

イ:児童福祉施設等 21.21% (14/66) ロ:学校等 31.25% (5/16)

適合率が1割に満たない

ル:コンビニエンスストア2.94% (1/34)ヲ:物販店等0.00% (0/22)ラ:工場0.00% (0/10)ム:共同住宅5.00% (1/20)

- 不適合となることが多い項目(別紙資料)
 - ▶ 点滅機能及び音声誘導機能により視覚障害者の避難に考慮した避難口 誘導灯を設置すること。
 - ▶ カウンター等を車いす利用に配慮した高さとし、下部に車いす利用者が利用しやすい空間を設けていること。

■4. 県の取組

- ①適合プレートの発行促進
 - 適合プレートについて

福祉のまちづくりに係る啓発を図るため、完成建物に貼り付けできる「埼玉県福祉のまちづくり条例適合証シンボルプレート」を交付している。

適合証を受けた建築物のうち、多機能トイレが設置されていること等の条件を満足したものが対象となる。

・プレートの発行促進

プレートの貼り付けにより、だれもが安心して利用できる建築物であることのPRになると考えられる。

特に不適合項目が1つの場合等にはプレートが交付できる旨を説明し、積極的に交付することで適合率の向上につなげる。

また、特定行政庁でのプレートの作成、配布は各特定行政庁で行っていたが、県でまとめて作成し、特定行政庁へ配布することで、プレート発行を促進する。

- ・スケジュール
 - 1 1 月末頃完成予定

②不適合用途に関する検討

適合率1割に満たない建築物のうち、コンビニエンスストアと物販店舗について不適合項目を抽出した。

- ・コンビニエンスストア (全34件)
 - ▶男子用小便器に手すりを設置する項目 (届出全体の適合率 60.40%、コンビニの適合率 10%)



図. 手すり付床置式小便器

▶カウンター等下部に空間を設ける。 (届出全体の適合率 38.9%、コンビニの適合率 21%)

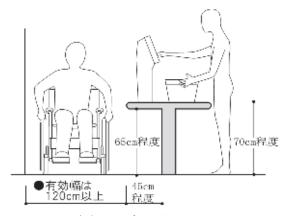


図. カウンター

▶案内板に必要に応じて点字、音声等の設備を設ける項目。 (届出全体の適合率 55.77%、コンビニの適合率 52%)

- •店舗(全31件)
 - ▶音声・点滅機能付誘導灯を設置するもの。 (届出全体の適合率 30.40%、店舗の適合率 5%)

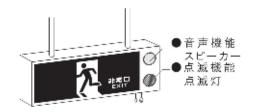


図. 音声点滅誘導灯

- ▶カウンター等の下部に空間を設ける項目 (届出全体の適合率 38.9%、店舗の適合率 13%)
- ▶男子用小便器に手すりを設置する項目 (届出全体の適合率 60.4%、店舗の適合率 47%)
- ▶案内板等に必要に応じて点字、音声等の設備を設ける。 (届出全体の適合率 55.77%、店舗の適合率 50%)

③不適合項目に関する検討

•項目抽出

適合率が低い整備項目10項目を他県と比較したところ、下表のとおりとなり、埼玉県よりも厳しい基準はなかった。

	類似項目なし	埼玉県の方が基 準が厳しい	同様・類似
東京都	5	5	0
神奈川県	5	4	1
千葉県	5	4	1

• 項目別状況

▶音声点滅誘導灯

神奈川県のみ類似項目あり。ただし努力規定である。東京都・千葉県なし。

▶カウンター

千葉県ではカウンターに限って緩和規定あり。常時勤務するものが容易 にカウンターの前に出て対応できる構造を除くもの。

神奈川県では 500 ㎡未満の物販店舗や 1000 ㎡未満の興行・遊戯施設等の小規模な建築物を除く。

東京都なし。

▶案内板

東京都で類似項目あり。ただし音声以外の方法で誘導しても可能である。